

脳健診費用助成のお知らせ

脳健診受診者に対し、検診費用の一部を助成します。ただし、医療機関での脳健診受診者に限り、※町で実施する脳健診、健康保険適用の脳検査などは対象外。
助成対象者 雄武町に住所を有する40歳以上の者であり、脳健診を受診しようとする年度内において、健康診断を受診し、または受診する予定である者
ただし、次の方は助成対象外となります。
・脳血管疾患による入院中または治療中の者
・受診に要する費用の助成を勤務先などから受けることができる者
助成額 脳健診費用の額から1500円を除いた額とし、上限を2万円とします。
※全体の助成金額に上限がありますので、上限金額に達した場合は助成できない場合があります。
対象期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日までに受診する脳健診※医療機関は問いませんので、脳健診を実施している病院等に各自でお申し込みください。
申請方法
(1)助成をご希望の方は、電話または地域福祉課保険給付係(庁舎別館)窓口で申し込みください。
(2)脳健診受診後、申請書・領収書・口座情報がわかるもの・検診結果(健

旧優生保護法に関する一時金支給について

令和7年1月から法律が改訂され、対象者の変更および請求期限が5年延長されることとなったためお知らせします。
旧優生保護法のもとで子どもができなくなる手術、人工妊娠中絶などを受けた方は、一時金の支給を受けることができます。一時金の支給を希望される方は、相談窓口「旧優生保護法に関する相談支援センター」へお問い合わせください。
請求期限 令和12年1月16日(水)
旧優生保護法補償金等に係る特設ホームページ
<https://www.cfa.go.jp/kyuyusei-hoshokin>
北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課旧優生保護法に関する相談支援センター
☎0120-031-711
受付時間 8時45分～17時30分(土日祝日・年末年始除く)(通話料無料)
FAX 011-232-4240
メール hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp

調理師試験について

令和7年度調理師試験について次のとおり実施します。
受付期間 5月7日(水)～16日(金)まで(紋別保健所に提出)

康診断・脳健診)を役場庁舎別館地域福祉課保険給付係窓口にお持ちください。
申請期間 令和7年4月1日～令和8年3月末日まで(8時30分～17時15分)※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く
問地域福祉課保険給付係

巡回児童相談について

「巡回児童相談」は、北見児童相談所から専門の相談員と判定員が雄武町へ来町し、18歳未満の児童を対象として、言葉の遅れや行動が気になるなどの悩みをお伺いしながら、さまざまなサポートを行いますので、相談を希望される方は、地域福祉課社会福祉係へお申し込みください。
相談内容
・療育手帳などの判定
・18歳未満の児童の心や体に関する相談
・学校や家庭での問題についての相談
・言葉の障がい、身体の障がいなど
・そのほか児童に関する相談
開催日 8月18日(月)、19日(火)、20日(水)
10月6日(月)、7日(火)、8日(水)
※相談内容や希望者が多い場合は、希望の日程から調整させていただきます。
開催場所 役場庁舎別館
問地域福祉課社会福祉係

心身障がい者一般巡回相談のお知らせ

道立心身障害者総合相談所による巡回相談が次の日程で開催されますので、相談を希望される方は、開催日の1か月前までに地域福祉課社会福祉係へお申し込みください。また、そのほかの地域においても実施予定がありますので、お問い合わせください。
開催日
・紋別市 8月5日(火)
・北見市 4月15日(火)、16日(水)、17日(木)
8月6日(水)
12月2日(火)、3日(水)
4日(木)
6月24日(火)、25日(水)
対象者
・18歳以上の身体障がい者で電動車いすなどの直接判定を要する補装具の交付を希望する人
・18歳以上の知的障がい者で療育手帳の新規または再判定を希望する人
・そのほか、専門的判定を必要とする人
問地域福祉課社会福祉係

仕事・生活困りごとと無料出張相談について

オホーツク相談センター「ふくろう」では、経済的に暮らしが成り立たないなどの困りごとを、どうしたら解決できるか一緒に考えていきます。
仕事・生活困りごとと無料出張相談について
オホーツク相談センター「ふくろう」では、経済的に暮らしが成り立たないなどの困りごとを、どうしたら解決できるか一緒に考えていきます。



世界自閉症啓発デーについて

相談は無料、秘密は厳守します。
開催日 5月21日(水)、6月18日(水)、7月23日(水)、8月20日(水)、9月17日(水)
開催時間 10時～15時
開催場所 庁舎別館 中会議室
利用方法 希望日前日の12時までに問い合わせください。
問地域福祉課社会福祉係
毎年4月2日は国連総会で定める「世界自閉症啓発デー」です。日本でも世界自閉症啓発デー・日本実行委員会が組織され、癒やし・希望・平穏を表す青をシンボルカラーとして、自閉症をはじめとする発達障害について、広く啓発するシンポジウム・ブルーライトアップなどの活動を行っています。
自閉症をはじめとする発達障害について知っていただくこと、理解をしていただくことは、発達障害のある人だけでなく、誰もが幸せに暮らすことができる社会の実現につながります。「世界自閉症啓発デー」を契機に自閉症をはじめとする発達障害への理解を深めていただくようお願いいたします。
問健康推進課保健係



安全

20歳未満飲酒防止強調月間について

成長過程にある20歳未満の方の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。これを未然に防止するためには、20歳未満の方が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるよう、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。
●20歳未満の者がお酒を飲んではいけない5つの理由
・脳の機能を低下させる
・肝臓をはじめとする臓器に障害を起こしやすくなる

・性ホルモンの分泌に異常が起きるおそれがある
・アルコール依存症になりやすくなる
・20歳未満の者の飲酒を禁ずる法律がある
●20歳未満の者の飲酒防止に関する法律
20歳未満の方の飲酒は、法律により禁止されています。
この法律では、①親や親の代理をする者は、監督する未成年者の飲酒を制止しなければならない、②酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者が飲むことを知りながら酒類を販売・提供してはならないこととされています。

①に違反した場合は料料、②に違反した場合は50万円以下の罰金が課されることとされています。
また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者の飲酒防止に資するため、年齢確認などの必要な措置を講ずることとされています。
●20歳未満の者の飲酒防止のための取組

▼国税庁の取組
・酒類業者に対して、20歳未満の者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の容器または包装には「20歳未満の方の飲酒は法律で禁止されている」旨を、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨および「20歳以上の年齢である

ことを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう指導しています。
・20歳未満の方の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類の販売場ごとに「酒類販売管理者」の設置を義務付けています。また、酒類販売管理者が長時間不在となる場合などには、代わりとなる責任者を指名するよう指導しています。
・各業界団体に対して、20歳未満とされる方に対する年齢確認の徹底など、20歳未満の方の飲酒防止のための取り組みを推進するよう要請しています。
▼酒類業者の取組み
・店頭での年齢確認などにより20歳未満の方の飲酒防止に取り組んでいるほか、各地域で「20歳未満飲酒防止キャンペーン」などの啓発活動を行っています。
・20歳未満の方の飲酒につながる広告、宣伝をしないよう自主基準を定めています。
国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp>



問紋別税務署
☎0158-23-2191